

新型コロナ禍における 避難所開設・運営マニュアル



令和2年7月

大阪市西淀川区

はじめに

本マニュアルは、「大阪市避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）」の策定に伴い、西淀川区の地域特性に応じた「新型コロナ禍における避難所開設・運営マニュアル西淀川区版」としてとりまとめたものです。

本マニュアルでは、近年頻繁に発生している強い台風が大阪市域に來襲する場合を想定してとりまとめていますが、地震が発生した場合においても、「密閉」「密集」「密接」の3密を避ける、熱咳等症状者を分けるなど、本マニュアルに示す基本的な対応方法や考え方は踏襲するものとします。また、近い将来、今回の新型コロナウイルスに対するワクチンが開発されるなど、終息が認められた場合にも、避難所における感染症対策にも活用されることが望まれます。

活用にあたり

本マニュアル活用にあたっては、令和元年6月策定の避難所開設・運営ガイドラインを基本とし、新型コロナ禍状況下における感染症対策を各災害時避難所においてどのように実施するか、その指針を示すものです。

新型コロナ禍においては、日頃からハザードマップなどを確認して自宅避難等をしていただくよう呼び掛けていますが、自宅の被災状況によりどうしても避難所に避難しなければならない場合には、新型コロナウイルス感染症陽性者の方は原則として指定医療機関や宿泊療養施設に、濃厚接触者の方は区指定避難所に来られることとなります。一般の方は、災害時避難所に来られることとなりますが、各災害時避難所では、熱咳等症状のある方は、別途療養スペースを設け、一般の避難スペースとは別に対応することとしています。

災害時避難所の運営は、地域の自主防災組織が主体となって、施設管理者である学校関係者や区役所からの避難所派遣職員が協働する避難所運営委員会が担います。西淀川区役所では、各災害時避難所を担当する区職員は4名ですが、避難所全体の運営に関わらなければならないため、熱咳等症状者を療養スペースに誘導するなどの対応は2名程度で行う必要があります。

西淀川区の災害時避難所での避難可能人数は約17,600人（1人あたり1.6㎡）ですが、コロナ禍でのソーシャルディスタンスを考慮すると、約7,000人（1人あたり4.0㎡）となります。

このマニュアルにおいて、避難者数は、平成30年度の台風24号の最大収容避難者数が柏里小学校97名であったことを踏まえ、各災害時避難所（23避難所）100人ずつ、全体で約2,300人を想定します。

目次

	頁
1 避難所の開設・閉鎖	3
2 避難者の受付	3
3 熱咳等症状者用スペースの確保と設置	4
4 療養スペースへの移動と運営	5
5 避難所における留意点、周知事項など	6
6 訪問者の受入	7
7 避難所担当者の感染予防と注意点	8
8 必要物品、運営にあたっての事前準備	9
9 区指定避難所	10

資料

呼びかけ文例 感染症バージョン 開設準備中・受付時

様式 1 避難所での生活ルール例

様式 2 清掃に関するルール

様式 3 組織表

様式 4 - 1 避難所受付簿

様式 4 - 2 避難所受付簿（療養）

様式 5 - 1 避難者の受付ルール

様式 5 - 2 受付の手順

様式 6 避難所運営日報

様式 7 - 1 傷病者リスト

様式 7 - 2 療養者リスト

様式 8 トイレの使用ルール

様式 9 備蓄物資一覧

様式 10 避難所状況報告書

様式 11 出入者管理簿【避難者用】

様式 12 出入者管理簿【訪問者用】

様式 13 体調確認票

様式 14 健康記録表

居室における避難者の注意事項

新型コロナ禍で災害が起きた場合は（リーフレット）

新型コロナ禍における避難所開設チェックリスト

災害時避難所収容人数

療養スペースレイアウト

区指定避難所位置図

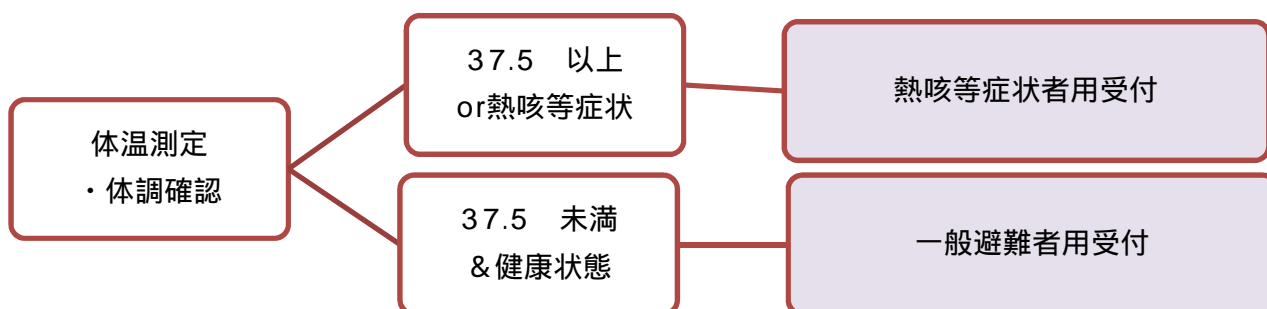
1 避難所の開設・閉鎖

- ・ 避難所の開設にあたっては、「大阪市避難所開設・運営ガイドライン」p 13 第2章を参照してください。
- ・ 避難所の開設期間は、新型コロナ禍では拡大防止の観点から災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本にできる限り短期間とします。
- ・ 避難所の集約・閉鎖には、避難者に説明し理解と協力を得ることが必要です。

2 避難者の受付

健康確認の体制と注意事項

- ・ 避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。
- ・ 避難者は消毒液で手指消毒していただき、マスクを着用していない人は備蓄のマスクを着用していただきます。
- ・ 避難スペースへの入口において、非接触型体温計で測定を行い、聞き取りによって体調確認票（様式13）による体調を確認し、「一般避難者」と「熱咳等症状者」に振分けます。体調確認票（様式13）は、それぞれの受付に持参していただきます。
- ・ 振分けする際は、検温する担当と体調確認票（様式13）を記載する担当の2人1組で行います。
- ・ 避難者の安全確保の観点から、施設の安全確認、受付の準備が整うまで、拡声器やメガホンを利用し大きな声で「一般避難者」と「熱咳等症状者」にわかれてグラウンド等での待機すること、混雑した状況であっても、2メートル程度間隔を空けて並んでもらうこと、発熱や体調が悪い方は申し出ることを、掲示するとともに繰り返しアナウンスします。（呼びかけ文例感染症バージョン）



受付の準備と注意事項

- ・ 備蓄倉庫から、筆記用具、避難者用筆記用具（大量）、非接触の体温計、消毒に使用する使い捨てペーパータオル、ゴミ袋、消毒液、マスク、検温結果と問診票提出確認欄のある避難所受付簿（様式4-1、4-2）、体調確認票（様式13）を取り出し、長机・椅子は学校備品を使用します。
- ・ 一般避難者用とは別に熱咳等症状者用の受付を設置します。
- ・ 避難者に避難者受付簿の記載をしていただきます。

- ・ 記載台を設ける場合は、避難者同士が、1 m(できれば2 m)の間隔を保つよう記載台を配置します。列ができる場合に備えてテープを貼るなど、1 m(できれば2 m)間隔の制止位置をわかるようにします。
- ・ 筆記用具等共用物品は、使用後毎回、消毒液を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- ・ 受付場所等に避難所配置図、避難所での生活ルール(様式1)を、目立つ場所に掲示します。
- ・ 妊産婦・乳幼児・基礎疾患のある要配慮者の方は、別の居室を準備する、一般スペース内でテントや段ボール等で間地切りを作るなど、準備をします。

3 熱咳等症状者用スペース(以下「療養スペース」という。)の確保と設置

- ・ 「一般避難者」と「熱咳等症状者」が接触しないよう、施設管理者と協議のうえ、避難所内に一般の避難スペースとは別に、熱咳等症状者専用の療養スペースを設置します。
- ・ 避難所開設時には、すみやかに一般スペースと療養スペースの展開ができるよう、あらかじめ備蓄倉庫に、一般スペース(又は療養スペース)展開に必要な物資を、目録でわかるようにしてまとめて保管しておきます。
- ・ 療養スペースは、別棟を原則とし、困難な場合は専用階又は一般避難スペースと離れた専用室を設けます。
- ・ 専用階又は専用室の場合は、一般避難スペースと階段などを共用しないよう階段を指定し、動線分離を図ります。
- ・ 療養スペースの周辺をカラーコーンなどで立ち入り制限エリアとし、ビニールテープを床に貼付するなど動線を分け、目で見えるようにしておきます。



4 療養スペースへの移動と運営

療養スペースへの移動

- ・ 受付時の検温、避難所内での定期的な検温で37.5以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、直ちに療養スペースに案内し他の避難者と接触しないようにします。また、小学生以下の子供が対象者の場合は、保護者も同伴して移動するようにします。
- ・ なお、移動後に発熱が収まった場合や、体調不良が改善した場合でも、一般避難スペースに移動することは不可とします。

療養スペースの運営

- ・ 療養スペースは「熱咳等症状者」の方に入っていただきますが、当該スペースは、区災害対策本部からの派遣職員で対応にあたります。
- ・ 療養スペースでは、一人当たりのスペースは原則として6㎡とし、出入口に、消毒マット、飛沫防止用ビニールシートを設置し、手指用の消毒液を備えておきます。
- ・ 出入口付近に、手指用の消毒液を備えておきます。
- ・ 療養者は必ずマスクを着用し、療養スペースから外に出ないこと、指定したトイレ以外を使用しないことを徹底します。
- ・ 物資の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて個包装のものを配布します。必ずビニール手袋を着用します。
- ・ 複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期的に換気を行います。
- ・ 避難者が個々のスペースを確認できるよう床にビニールテープで印を付けておきます。
- ・ 療養スペースに入室する際は、サージカルマスク、ガウン、手袋、フェイスシールド等を着用します。
- ・ できる限り、段ボールやパーテーションで個室空間をつくります。
- ・ 各避難者にゴミ袋を支給し、汚物やごみは密閉しスペース内の所定場所に置いておくようにします。
- ・ 注意事項については、掲示し周知徹底を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合(以下の厚生労働省・相談の目安参照)は、速やかに保健福祉班及び大阪市新型コロナウイルス受診相談センター(電話:06-6647-0641)に報告します。
- ・ 避難者の容態が急変した場合は、救急車を手配します。

厚生労働省・相談の目安

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 2020年5月8日

- ・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合
- ・ 重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

5 避難所における留意点、周知事項など

基本的事項

- ・ 避難者の健康状態をチェックするため、体温計を常備し、毎日朝、夕に体温測定を行い、検温結果や体調の変化などを毎日「健康記録表」(様式14)に記載するようにしていただきます。
- ・ 体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出ていただくよう周知します。
- ・ 検温の結果、37.5以上の発熱がある場合は、直ちに療養スペースに移動し、区災害対策本部に連絡します。
- ・ 倦怠感、臭覚、味覚障害、咳など体調に異変を感じた場合も、同様の措置を講じます。
- ・ 避難所の各所に消毒液を配置するとともに、うがいや手指消毒の励行、マスクの着用や咳エチケットの遵守など、一般・療養スペースをはじめトイレや洗面所など目に付きやすい所に掲示します。



- ・ 衛生環境を整えるため、避難所物品等は定期的に、また、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃します。

避難スペースへの入室

- ・ 避難スペースの入口に消毒液に浸した消毒用マット(毛布やバスタオル等でも可)を敷き、必ず踏んでから入室していただきます。

消毒用マットの作り方：次亜塩素酸ナトリウムで浸す 又は
塩素系漂白剤(台所漂白剤等)を濃度0.05%に薄めたもので浸す

- ・ 居室は土足禁止とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れてもらいます。
- ・ 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。
- ・ 手洗いは石鹸又はハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。
- ・ 手をふくタオルは共有せず、個人の持ち物又は使い捨てペーパータオルを使用します。



避難スペース

- ・ 一人当たりのスペースは、一般スペースでは4㎡を、療養スペースでは6㎡を基本とします。
- ・ 避難者同士の間隔は、2mの距離を保ちます。
- ・ 世帯ごとなど区画を、パーティションで間仕切るなど感染防止に努めます。

- 一般・療養スペースにおける注意事項を入所時に配布するとともに室内にも掲示
- ・ マスクを終日着用し、食事などでマスクを外した時はポケットに入れず、机などに放置しないようにする。
 - ・ マスクを触った後は必ず手洗いする。
 - ・ 複数方向の窓があれば両方開ける、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気する。(目安：1時間毎、10分)
 - ・ 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人の持ち物に触れない。
 - ・ 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを払い、濡れているときはふく。必ず石鹸での手洗いを励行する。
 - ・ 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行する。
 - ・ 面談する場合は、最低2mあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、15分以上にならないようにする。
 - ・ 熱咳等症状者に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒する。
 - ・ スリッパ等の室内履きも共有しない。
 - ・ 飲食は、同じ方向に並んで座るようし、家族単位で、ほかの避難者と集まって食べない。(自主避難時は、基本的に食事の提供はしない。)
 - ・ 食器は使い捨てにする。
 - ・ ゴミ袋を配布して家族単位でゴミを集めて密封し、ゴミ集積場所に廃棄する。
 - ・ 共用で触るところ(ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓など)は定期的(30分毎程度)に消毒液でふき取る。
 - ・ 簡易トイレを使用した場合、袋は使用のたびに交換する。
 - ・ 療養スペース避難者のエリアには入らない。
 - ・ 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にする。

6 訪問者の受入

- ・ 新型コロナ禍では原則として避難スペースに訪問者を入れないようにします。
- ・ 安否確認等問い合わせの対応については、受付で、個人情報に留意し大阪市避難所開設・運営ガイドライン p 26 を参照し対応します。
- ・ 訪問者との面会が必要と判断される場合には、避難スペース前の受付で検温を行い、発熱や咳などの症状がないことを確認したうえで、スペースを確保して面会していただきます。
- ・ 訪問者には氏名・連絡先を記載できる名簿(様式12)を作成しておきます。
- ・ 避難スペースに入る際には、手洗い、手指消毒を行っていただきます。
- ・ マスクを着用されていない場合は提供します。
- ・ 面会スペース等のテーブル、椅子など訪問者が触れる箇所については、使用前後で消毒します。
- ・ 対面での接見は、行わないこととします。
- ・ なお、マスクミなどの取材等は、原則として断ることとします。

7 避難所担当者の感染予防と注意点

手洗いの実施

- ・ 入所時・面談後・食後など都度手洗い、消毒を行います
- ・ 手洗いは、石鹼やハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。
- ・ タオルは共有せず、自分用を持参しておきます。
- ・ 手洗いでできない時のために、ウェットティッシュや手指消毒液などを携帯します。
- ・ アルコール消毒等は、15秒以上手に擦り込むことが必要です。

マスクは常時着用

- ・ 飛沫感染を防ぐため、会話中は絶対外さないようにします。
- ・ マスクは、汚れていると考え、表面をさわらず、耳ひもを小指で着脱します。
- ・ マスクを着脱した後は手を洗い、外したマスクをポケットに入れられないようにします。

対面・対話の注意点

- ・ 対面で会話する時は、2m程度離れるなどなるべく間隔を空け、手の届く距離に近づかないようにします。
- ・ 正面向かっての会話を避けて対角になるような位置を心掛けます
- ・ 部屋のドアや窓を随時開放し、換気します
- ・ 対話の時間を短くし、15分未満で休憩を取るなどします。

避難所運営の留意点

(清掃)

- ・ 多くの人が触る場所は、見過ごさず、概ね1時間ごとに消毒するようにします。
例：ドアノブ、エレベーターボタン、テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど
- ・ 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとるようにします。
- ・ プラスチックや金属には、3日ぐらいウイルスが残ることもあるため、定期的に消毒します。
- ・ 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが適当です
- ・ 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるようにしておきます。

(物資の配布)

- ・ 物資の手渡しは、可能な限り個包装の製品を準備し、ビニール手袋を着用します。
- ・ 避難者が一斉に取りに来ないようにエリア毎に配布します。列ができる場合に備えて、1m(できれば2m)間隔の制止位置を示すテープを貼ります。
- ・ 配布場所にはアルコール消毒液を設置しておきます。

(その他)

- ・ 複数方向の窓があれば両方開けるか、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。(目安：1時間毎、10分)
- ・ ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難を促します。

勤務中の注意

- ・ 出勤した時と終了時に体温を測り、毎日記録することを徹底します。

- ・ 就業後等に、同僚などと一緒に外出や食事しないように心がけます。
- ・ 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングします。
- ・ 体調不良などを感じたら、直ちに業務を中断し、区災害対策本部に報告し、指示を受けます。

避難所で感染者が出た場合の備え

- ・ 避難所で感染者が出た場合、区災害対策本部に報告し、その指示に沿って、一時閉鎖等の必要な措置をとります。
- ・ 毎日、療養スペース異動者数など感染に関する状況を記録し、必要に応じて区災害対策本部に報告できるようにしておきます。

例：避難者の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

8 必要物品、運営にあたっての事前準備

- ・ 平素から家庭で備蓄している物資に加えて、マスクや体温計、アルコール消毒液などの感染症対策に必要な物質を避難所に持参する必要があります。
- ・ 避難所開設の事前準備

新型コロナ渦に避難所を開設する際は、避難所の施設管理者や、地域自主防災組織と運営などに関する事前調整や、避難所担当者に対して周知を行っておくことが必要です。

【参考】

令和2年4月7日 厚生労働省事務連絡（概要）

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（概要）

可能な限り多くの避難所の開設

通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、ホテルや旅館等の活用等も検討

親戚や友人の家等への避難の検討

可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知

自宅療養者等の避難の検討

感染症の軽症者等は、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討

避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認は、避難所到着時に行うことが望ましい

避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認

手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底

避難所の衛生環境の確保

定期的に清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える

十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保

発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保

症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーンと動線を区分

避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、適切な対応を事前に検討

9 区指定避難所

- ・ 区指定避難所を、区役所庁舎2階、保健福祉センター集団検診室に設けます。
- ・ 新型コロナ禍においては、日頃からハザードマップなどを確認して自宅避難等をしていただくようお願いしていますが、自宅の被災状況によりどうしても避難所に避難しなければならない場合には、新型コロナウイルス感染症陽性者の方は原則として指定医療機関や宿泊療養施設にとどまりますが、濃厚接触者の方は区指定避難所に来られることになります。
- ・ 区指定避難所には、各災害時避難所の療養スペースで療養している熱咳等症状者のうち、PCR検査の結果待ちの方及びその濃厚接触者が収容されることも想定されます。
- ・ 区指定避難所へは、スロープ搬入口からのみ出入りすることとし、一般の来庁者や職員との動線を完全に分離します。
- ・ 区指定避難所においては、医療機関及び保健福祉班の指導のもと、サージカルマスク（N95）、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、防護服等を着用の上、対応します。

○開設準備中：○○等での待機要請

こちらは、 地域避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な○○で待機願います。

現在、感染症が拡大しております。予防のため、周りの方と出来るだけ距離を取ってお待ちいただくようお願いします。

また、避難所に入る前に、体温測定と体調確認をいたします。その際にも、出来るだけ距離を取ってお並びいただくようお願いいたします。

発熱されている方や、体調が悪い方は、避難所運営委員会に申し出てください。感染症拡大防止にご協力をお願いします。

現在分かっている災害情報は、[○○]ということです。

この地区や市（町村）の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

市・区災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、避難所運営委員会のところまでお越しください。

また、負傷された方、発熱されている方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、避難所運営委員会のところまでお越しください。先に手当をします。

以上、 地域避難所運営委員会です。

繰り返します。

開設時：避難所の誘導・案内

こちらは、 地域避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付案内の前に、皆さんの体調を確認するため、体温測定と体調確認を行いますので、ご協力をお願いします。

まず、体温測定を行います。事前に体温測定をすまされている方は係員に申告ください。また、係員が現在の体調をお聞きしますのでお答えください。その後、避難所内に案内しますので、ルールを確認していただいてから入室ください。

避難所内では、感染症拡大防止のため、各自で健康管理には十分注意してください。

人と人との接することは出来るだけ避けること、手洗いやうがいを行うこと、消毒液での手指消毒を行ってください。

なお、受付の集中を避けるため、こちらが申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。

障がい者の方やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

まず、身体に障がいがあったり介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から受付に来てください。

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがいる世帯（以下、地区別に案内します。）・・・

地域住民の方は、町会単位でまとまってください。町会ごとに人数を確認してください。

地域住民以外の方は、 の方へ集まってください。人数を確認します。

様式 1 - 1 避難所での生活ルール例
(台風等で比較的短期の避難の場合)

避難所での生活ルール

地域避難所運営委員会

互いに協力しあい、少しでも快適な生活が送れるようにしましょう。
また、ご自身や大切な方を守るため、感染拡大防止にご協力をお願いします。
この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所は、自主防災組織、避難所主任等(区役所)、施設管理者等からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)が運営します。
- 3 感染症が拡大していますので、次のことを守ってください。
避難者の健康状態を随時チェックする必要があるため、朝夕2回体温測定し、記録票に結果を記入してください。
体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出てください。
避難所内に消毒液を置いてありますので手指消毒をお願いします。
手洗い、マスクの着用や咳エチケットを守ってください。
定期的に換気を行います。
療養スペースには絶対近づかないでください。
避難者に感染が確認された場合は、避難所は封鎖します。感染を拡大させないため避難所に留ま
っていただきます。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
避難所を退所するときは、運営担当者にその旨を連絡してください。
原則として、短期の避難のためペット同伴は不可とします。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋に
は、避難できません。また、療養スペースには絶対入らないでください。
「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってくださ
い。
- 6 原則として、食料の提供は予定していませんので、あらかじめ必要な食料等はできる限り持参し
てください。
- 7 消灯は、夜 時です。
廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とす際には、全消灯にならないように配慮して
ください。
職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 8 放送は、夜 時で終了します。
- 9 公衆電話の使用は緊急用とします。
使用時間は原則として、午前 時から午後 時までとします。
放送により呼び出しを行い、伝言します。
携帯電話は所定場所以外での使用を禁止します。
- 10 飲酒・喫煙は、禁止します。なお、裸火の使用は禁止です。
- 11 ゴミは所定の場所に分別して出してください。
- 12 スマートフォン等でのテレビ・ラジオ等の視聴はイヤホンを使用し、周りの迷惑にならないよう
に注意してください。

避難所での生活ルール

地域避難所運営委員会

互いに協力しあい、少しでも快適な生活が送れるようにしましょう。
また、ご自身や大切な方を守るため、感染拡大防止にご協力をお願いします。
この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、自主防災組織・避難者、避難所主任等(区役所)、施設管理者等からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うことにします。
委員会の運営組織として、総務部、管理部、救護部、食料部、物資部等を自主防災組織で編成します。
- 3 避難所は、原則として7日以内で閉鎖する予定です。閉鎖後の避難先については、避難所運営担当者がご相談させていただきます。
- 4 感染症が拡大していますので、次のことを守ってください。
避難者の健康状態を随時チェックする必要があるため、朝夕 2 回体温測定し、記録票に結果を記入してください。
体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出てください。
避難所内に消毒液を置いてありますので手指消毒をお願いします。
手洗い、マスクの着用や咳エチケットを守ってください。
定期的に換気を行います。
療養スペースには絶対近づかないでください。
避難者に感染が確認された場合は、避難所は封鎖します。感染を拡大させないため避難所に留まっています。
- 5 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
避難所を退所するときは、管理部に転出先を連絡してください。
犬、猫などのペットは別に定めます。
- 6 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。また、療養スペースには絶対入らないでください。
「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 7 食料・物資は全員に提供できるか確認してから配布します。
不足する場合は、こども・妊産婦・高齢者・障がい者の方を優先して配布します。
食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
配布は避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
ミルク・おむつなど特別な要望は、食料部及び物資部が 室で対処しますので
申し出てください。
- 8 消灯は、夜 時です。
廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とす際には、全消灯にならないように配慮して

ください。

職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。

- 9 放送は、夜 時で終了します。
- 10 公衆電話の使用は緊急用とします。
使用時間は原則として、午前 時から午後 時までとします。
放送により呼び出しを行い、伝言します。
携帯電話は所定場所以外での使用を禁止します。
- 11 トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交代で行うことにします。
清掃時間は、放送を行います。
水洗トイレを使用したときは、大便のみバケツの水で流してください。
- 12 飲酒・喫煙は、禁止します。なお、裸火の使用は禁止です。
- 13 ゴミは所定の場所に分別して出してください。
- 14 スマートフォン等でのテレビ・ラジオ等の視聴はイヤホンを使用し、周りの迷惑にならないように注意してください。
- 15 避難所では、利用する場所を定期的に移動します。

清掃に関するルール

- ・居室スペースは毎日 : に各自で清掃しましょう。
- ・共有スペースは当番制で清掃します。

【当番表】

当番表	トイレ	ゴミ集積所	炊出し・配給所	更衣室	・・・
月 日	1 班	2 班	3 班	4 班	1 班
月 日	2 班	3 班	4 班	1 班	2 班
月 日	3 班	4 班	1 班	2 班	3 班
月 日	4 班	1 班	2 班	3 班	4 班

- ・ペットスペースは、飼い主が清掃しましょう。

【トイレ掃除の方法】

- 手を消毒する
- 窓を開ける
- ほうきで床を掃く
- ブラシで便器をみがく
- 手拭き用の紙で消毒剤を使い拭く(ドア・まど・かべ・タンクなど)
- トイレトーパーを補充する
- 掃除用具をかたづける
- スリッパをならべる
- 手を消毒する

〇〇避難所（〇〇学校）避難所運営委員会				
委員長				
副委員長				
	リーダー	メンバー		
総務部				
管理部				
救護部				
食料部				
物資部				

〇〇避難所（〇〇学校）療養スペース運営班			
班長			
副班長			
	リーダー	メンバー	
総務部			
管理部			
救護部			
食料部			
〇〇部			

様式 4 - 1 避難所受付簿

避難所名				受付日	月 日
NO	氏 名	備 考	避難者名簿 提出確認欄	問診票提出	体温 ()
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

本様式はひな形です。実際には各地域保管の受付簿を使用します。

小学生以下の子どもが療養対象の場合

保護者の方は療養スペースで同伴をお願いします。

避難所名				受付日	月 日
NO	氏 名	備 考	避難者名簿 提出確認欄	問診票提出	体温（ ）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					